

秦野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律の運用に係る基準

(平成21年6月4日施行)

改正 平成27年6月1日

改正 令和2年6月1日

改正 令和4年2月20日

1 趣旨

この基準は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この基準における用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

3 長期優良住宅維持保全計画書

省令第2条第1項に規定する第1号様式の維持保全の方法及び期間の欄が不足する場合に補充記入する計画書は、長期優良住宅維持保全計画書（第1号様式）とする。

4 市長が必要と認める図書

省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に定めるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書の写し（以下「確認書等」という。）。
- (2) 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅品質確保法施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の

- 確認書を含む。以下同じ。)ただし、確認書等を添付しない場合に限る。
- (3) 住宅である住宅品質確保法第40条に規定する認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。
 - (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合は、住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。)を受けたときの当該登録試験機関が交付する住宅品質確保法第59条第2項に規定する特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書その他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。
 - (5) 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条に規定する建築協定に適合する旨を証明する書類が交付されている場合は、当該地区計画等又は当該建築協定に適合する旨を証明する書面の写し。
 - (6) 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等又は建築基準法第73条に規定する建築協定に適合する書面が交付されていない場合は、当該地区計画等又は当該建築協定の申請がされ、適合することを確認できる図書。
 - (7) 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が本市景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(建築物の色彩

についての制限に関する事項に限る。)に適合することを確認できる図書。

- (8) 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることに関し、長期優良住宅建築等計画の認定における自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準に規定する認定をしない区域に該当しないことが確認できる図書。

5 長期優良住宅設計内容説明書

省令第2条第1項の表に掲げる設計内容説明書は、長期優良住宅設計内容説明書（一戸建ての住宅用）（第2号様式）又は長期優良住宅設計内容説明書（共同住宅等用）（第3号様式）とする。

6 市長が不要と認める図書

省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に定めるものとする。

次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書

- (1) 第4項第2号の住宅型式性能認定書の写しが提出されたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 第4項第3号の型式住宅部分等製造者認証書の写しが提出されたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

7 建築確認申請書の提出部数等

- (1) 法第6条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正本1通及び副本1通とする。
- (2) 前号の場合においては、省令第2条第1項に規定する申請書の正本1通及び副本2通を添付する。
- (3) 第1号において、建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の対象であるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書を提出する。

8 軽微な変更

認定計画実施者は、省令第7条各号に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第4号様式）に添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出とするものとする。

9 申請の取下げ

法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第9条に規定する認定又は第10条に規定する承認を申請した者が当該申請を取り下げるときの取下届は、長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届（第5号様式）とし、その提出部数は正本1通及び副本1通とする。

10 認定等をしない旨の通知

市長は、法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定又は法第10条の承認をしないときは、不認定通知書（第6号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

11 工事完了報告

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が終了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事完了報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

12 建築又は維持保全の取りやめ

(1) 法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書（第8号様式）とする。

(2) 申出書には、省令第6条に規定する認定通知書を添えるものとする。

13 認定の取消し

(1) 法第14条第2項の規定に基づく通知は認定取消通知書（第9号様式）とする。

(2) 前項の通知のうち、前条第1項による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があった場合には、前条第2項の認定通知書を添えるものとする。

14 その他

この基準に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定に関し必要な事項は、別に定める。

15 実施時期

この基準は、平成21年6月4日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年6月4日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年2月20日から実施する。